

## 成蹊大学法科大学院学則

制 定 2003年11月27日  
文部科学大臣認可  
最新改正 2015年3月27日  
学 園 理 事 会

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この学則は、成蹊大学大学院学則第7条の4第2項の規定に基づき、成蹊大学大学院法務研究科（法科大学院）（以下「本大学院」という。）について定める。

（人材の養成及び教育研究上の目的）

**第2条** 本大学院は、高度な実践能力を有する法曹を養成するため、法理論と法実務を架橋した教育により、問題解決能力及び法曹倫理を修得させ、かつ、関連分野の基礎的素養を涵養することを目的とする。

（情報の公表）

**第3条** 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

（第三者評価）

**第4条** 本大学院は、教育研究活動等の状況について、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価を受けるものとする。

### 第2章 教員組織及び運営組織

（教員組織）

**第5条** 本大学院には、次の各号いずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を有すると認められる専任教員を、必要数置くものとする。

- （1）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
  - （2）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
  - （3）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 前項に規定する専任教員のうちには、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を相当数含むものとする。
- 3 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図ることを目的として組織的な研修及び研究を行うための委員会を置く。
- 4 前項に定める委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（法務研究科長）

**第6条** 本大学院に、法務研究科長（以下「研究科長」という。）を置く。

- 2 研究科長は、学長を補佐し、本大学院に関する校務をつかさどる。
- 3 研究科長の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

（法科大学院教授会）

**第7条** 本大学院に、法科大学院教授会（以下「教授会」という。）を置く。

- 2 教授会は、本大学院所属の専任の教授をもって構成する。ただし、必要があると認める場合には、専任の准教授及び講師を構成員とすることができる。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - （1）学生の入学及び課程の修了に関する事項
  - （2）学位の授与に関する事項
  - （3）前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会に関する規則は、別に定める。

### 第3章 教育課程及び履修方法

（教育課程）

**第8条** 第1条の2に掲げる目的を達成するために必要な本大学院における授業科目の内容及び単位数並びに必修選択の区分は、別表第1に定めるとおりとする。

2 履修方法については、別に定める。

（長期履修学生の受入れ）

**第9条** 本大学院に長期履修学生を受け入れることができる。

2 長期履修学生の修業年限（標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本大学院の課程を履修し、修了するための期間をいう。）は、4年又は5年とする。

（履修計画）

**第10条** 学生は、別表第1に定める授業科目を計画的かつ体系的に履修しなければならない。

（履修科目の制限）

**第10条の2** 第8条に定める教育課程に、あらかじめ定められた授業科目の単位数を修得していなければ履修を認めない授業科目を置くことができる。

（進級要件）

**第10条の3** 第8条に定める教育課程に、次の年次に進級するために必要な一定の要件を定めることができる。

（履修登録）

**第11条** 学生は、毎学年又は学期の始めに、履修しようとする授業科目について登録しなければ、試験を受け、単位の認定を受けることができない。

2 学生（長期履修学生を除く。）が各年次において履修することのできる単位数は、次の単位を超えることができない。

（1）1年次の学生（第24条に規定する法学既修者を除く。） 40単位

（2）2年次の学生（第24条に規定する法学既修者を除く。） 42単位

（3）前2号以外の学生 36単位

3 長期履修学生が各年次において履修することのできる単位数は、修業年限が4年の場合にあつては28単位、5年の場合にあつては22単位を超えることができない。

4 前2項の規定にかかわらず、最終年次の学生が履修することのできる単位数は、研究科長が別に定める。

（単位の計算方法）

**第12条** 各授業科目の単位の計算については、成蹊大学学則第36条の規定を準用する。

（授業の方法等）

**第13条** 本大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。

2 授業の方法については、前項に規定するほか、成蹊大学学則第36条の2の規定を準用する。

3 本大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

（教育方法の特例）

**第14条** 本大学院は、教育上特別の必要があると認めるときは、通例と異なる特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

### 第4章 試験及び単位の認定

（学期末試験）

**第15条** 学期末試験は、学年末又は学期末において行う。ただし、研究科長が必要と認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

（最低所要出席日数）

**第16条** 各授業科目について、出席日数が出席すべき日数の3分の2に達しない学生は、その授業科目の単位の認定を受けることができない。

（追試験）

**第17条** 所定の試験日に試験を受けることができなかった学生に対しては、欠席の理由が傷病、忌引

その他やむを得ないものと認められる場合には、願い出により追試験を行う。

2 追試験に関し必要な事項は、別に定める。

（単位の認定）

**第18条** 授業科目の単位の認定は、当該授業科目の担当教員が、授業への出席状況、授業での発言、課題への対応状況その他日常の授業への取組みと成果を考慮した多面的な成績評価を行った上で試験等により行う。

（成績評価基準）

**第19条** 授業科目の成績評価は、上位よりS（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、F（59点以下）の5段階をもって表示し、Fを不合格、その他を合格とする。なお、単位認定科目はT、履修中止はWと表示する。

2 前項の成績評価による学業結果のうち、本大学院の課程の修了に必要な単位として算入することのできる授業科目（T及びWの成績評価を受けた授業科目を除く。以下この条において同じ。）の学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値（Grade Point Average。以下「GPA」という。）を用いる。

3 GPAは、修了に必要な単位として算入することのできる授業科目の成績評価のうち、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、修了に必要な単位として算入することのできる授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。

4 第1項に係る評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

**第20条** 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

**第21条** 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院（法科大学院を除く。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、転入学、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

## 第5章 課程の修了及び学位の授与

（課程の修了要件及び修了の認定）

**第22条** 本大学院の課程の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、別表第2に定める修了に必要な修得単位数に算入することのできる単位として98単位以上を修得し、かつ、通算GPAが1.5以上とする。

2 前項の修了要件を満たした者については、成蹊大学学位規則の定めるところにより、教授会の議を経て、学長が課程の修了を認定する。

（在学期間の短縮）

**第23条** 第21条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科長が定める期間在学

したものとみなすことができる。

（法学既修者）

**第24条** 本大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第22条第1項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で研究科長が認める期間在学し、同項に規定する単位については30単位を超えない範囲で研究科長が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第20条第1項及び第2項並びに第21条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（学位の授与）

**第25条** 本大学院の課程を修了した者には、学長は、法務博士（専門職）の学位を授与する。。

**第6章** 学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）

**第26条** 学年、学期及び休業日は、成蹊大学学則の定めるところによる。

2 教育上特別の必要がある場合には、前項の休業日に授業を行うことができる。

**第7章** 入学、休学、復学、留学、転入学、編入学、退学、再入学及び除籍

（入学時期）

**第27条** 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

**第28条** 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）修業年限4年以上の大学を卒業した者

（2）独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

（3）外国において学校教育における16年の課程を修了した者

（4）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

（5）我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（6）専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（7）文部科学大臣が指定した者

（8）本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

（入学志願の手続）

**第29条** 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、定められた期日までに提出しなければならない。

（入学の許可）

**第30条** 入学を志願した者に対しては、別に定める方法により選考の上、入学を許可する。

2 前項の規定による入学の許可は、教授会の議を経て、学長が決定する。

（入学者の選抜）

**第31条** 入学者の選抜に当たっては、法学部又は法学科その他の法学に関する学部等以外の学部の課程を修了して卒業した者、社会人等、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

2 入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

（入学手続）

**第32条** 入学許可を得た者は、保証人連署の証書を所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の証書を提出しない者は、入学許可を取り消す。

（休学）

**第33条** 病気その他の理由により、3カ月以上就学することができない場合は、所定の願書を提出し、教授会の議を経て、学長の許可により休学することができる。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある者については、更に1年の延長を認めることができる。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

**第34条** 休学中の者が復学を希望する場合は、所定の願書を提出し、教授会の議を経て、学長の許可により復学することができる。

（留学）

**第35条** 第20条の規定に基づき、外国の大学院で学修することを希望する者は、留学することができる。

- 2 前項の規定による留学の許可は、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 留学期間は、次のとおりとする。
  - （1）1年を超えることができない。
  - （2）第22条第1項及び成蹊大学大学院学則第5条第2項の適用については、在学期間に算入する。
- 4 その他留学に関し必要な事項は、別に定める。

（転・編入学）

**第36条** 他大学の大学院から転入学又は編入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による入学の許可は、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 第1項の規定により入学した者の在籍年次は、本大学院において修得したとみなされる単位数を勘案して、教授会の議を経て、研究科長が決定する。

（退学）

**第37条** 病気その他の理由により、退学しようとする者は、所定の願書を提出し、教授会の議を経て、学長の許可により退学することができる。

（再入学）

**第38条** 本大学院を退学した者又は次条第2号の規定により除籍された者が再入学を志願するときには、選考の上、再入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による再入学の許可は、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 再入学の時期は、許可された年度の翌年度始めとする。

（除籍）

**第39条** 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- （1）在学期間が所定の年数を超える者
- （2）授業料等の納付金又は在籍料を滞納し、催告してもこれに応じない者

#### 第8章 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金

（納付金）

**第40条** 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金の額は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 休学中は、授業料等の納付金を納入しなければならない。ただし、休学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金の納入を要せず、別表第4に定める在籍料を納入するものとする。
- 3 留学中は、留学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金を減額する。
- 4 退学する場合には、退学の日属する学期について納入すべき授業料等の納付金又は在籍料を納入しなければならない。
- 5 授業料等の納付金及び在籍料の納入に関して必要な事項は、別に定める規則による。
- 6 納入した授業料等の納付金及び在籍料は、原則として返還しない。
- 7 在学中に納入すべき授業料等の納付金その他の納付金が改定された場合は、改定後の額を納入しな

ければならない。

**第9章 奨学制度**

**第41条** 本大学院に奨学制度を置く。

2 奨学制度についての規則は、別に定める。

**第10章 賞罰**

**第42条** 賞罰については、成蹊大学学則第13章の規定を準用する。

**第11章 施設及び設備**

**第43条** 本大学院に教育上必要な講義室、演習室、自習室等の施設及び器具、図書等の資料等の設備を置く。

2 成蹊大学の施設は、必要に応じ、本大学院学生の教育及び指導のために使用することができる。

**第12章 厚生施設**

**第44条** 本大学院の学生は、成蹊大学学則第52条に掲げる成蹊学園厚生施設を使用することができる。

**第13章 科目等履修生、特別聴講学生及び法務研究科研究生**

（科目等履修生）

**第45条** 本大学院において、一つ又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、本大学院の教育及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

（特別聴講学生）

**第46条** 本大学院と他の大学院との協定に基づき、当該他の大学院の学生が本大学院において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、特別聴講学生として履修を許可することができる。

（法務研究科研究生）

**第47条** 本大学院を修了し、引き続き法曹になるために勉学に励む意欲がある者については、選考の上、法務研究科研究生として入学を許可することがある。

（履修料等の納付金）

**第48条** 科目等履修生及び法務研究科研究生の履修料等の納付金の額は、別表第5に定めるとおりとする。

2 前項に定める履修料等の納付金の納入に関して必要な事項は、別に定める規則による。

3 特別聴講学生の聴講料は、第46条に規定する協定による。

4 納入した履修料等の納付金は、原則として返還しない。

**附 則**（2004年3月26日制定、2003年11月27日 文部科学大臣認可）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

**附 則**（2006年3月24日一部改正）

1 この学則は、2006年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第3の規定は、2006年度以降の入学者から適用し、2005年度以前の入学者については、なお従前の例による。

**附 則**（2007年3月23日一部改正）

1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、2007年度以降の入学者から適用し、2006年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第1の表 法律基本科目（ファンダメンタルズ）選択科目の項中「不動産契約法」は、2006年度以前の入学者についても適用する。

4 第2項の規定にかかわらず、2006年度以前の入学者については、別表第1の表 実務基礎科目（ア プレンティスシップ）必修科目の項中

「 

	民事実務基礎②	刑事実務基礎②	
			法曹倫理②

 」 とあるのは

「 

	民事実務基礎②	刑事実務基礎②	法曹倫理②
--	---------	---------	-------

 」 と

読み替えるものとする。

- 5 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表第1の表 基礎法学・隣接科目（パースペクティブズ）選択科目の項中「法と政治」並びに同表展開・先端科目（フロンティアズ）選択科目の項中「公法特殊講義Ⅰ」から「刑事法特殊講義Ⅰ」までの授業科目、「演習Ⅲ」及び「公法特殊講義Ⅱ」から「演習Ⅴ」までの授業科目については、2006年度以前の入学者についても適用する。

**附 則**（2008年3月28日一部改正）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

**附 則**（2009年3月27日一部改正）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

**附 則**（2010年3月26日一部改正）

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学法科大学院学則の規定は、2010年度以降の入学者から適用し、2009年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第1の表 基礎法学・隣接科目（パースペクティブズ）選択科目の項中「EU法」から「法制史」までの授業科目並びに同表展開・先端科目（フロンティアズ）選択科目の項中「ジェンダーと法」及び「消費者法」については、2009年度以前の入学者についても適用する。

**附 則**（2011年3月22日一部改正）

この学則は、2011年4月1日から施行する。

**附 則**（2012年3月30日一部改正）

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学法科大学院学則の規定は、2012年度以降の入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、2010年度及び2011年度入学者における、2012年度以降の授業料等の納付金については、次のとおりとする。

(1) 長期履修学生を除く正規生

項 目	2011年度入学者	2010年度入学者
授 業 料 (年額)	1,050,000円	1,050,000円
施 設 費 (年額)	240,000円	240,000円
設 備 費 (年額)	60,000円	60,000円

注 在学期間が標準修業年限を超えた場合及び法学既修者が3年次生になった場合の授業料等の納付金は、別に定める。

(2) 長期履修学生（修業年限4年）

項 目	2011年度入学者	2010年度入学者
授 業 料 (年額)	800,000円	825,000円
施 設 費 (年額)	180,000円	180,000円
設 備 費 (年額)	45,000円	45,000円

注 在学期間が修業年限を超えた場合の授業料等の納付金は、別に定める。

(3) 長期履修学生（修業年限5年）

項 目	2011年度入学者	2010年度入学者
授 業 料 (年額)	645,000円	670,000円
施 設 費 (年額)	144,000円	144,000円
設 備 費 (年額)	36,000円	36,000円

注 在学期間が修業年限を超えた場合の授業料等の納付金は、別に定める。

**附 則**（2013年5月31日一部改正）

この学則は、2013年5月31日から施行する。

**附 則**（2013年7月25日一部改正）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

**附 則**（2013年10月4日一部改正）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学法科大学院学則の規定は、2014年度以降の入学学生から適用し、2013年度以前の入学学生については、なお従前の例による。

**附 則**（2014年3月28日一部改正）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学法科大学院学則の規定は、2014年度以降の入学学生から適用し、2013年度以前の入学学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第22条中通算GPAの数値に係る改正規定は、2012年度及び2013年度の入学学生についても適用する。

**附 則**（2015年3月27日一部改正）

この学則は、2015年4月1日から施行する。



別表第1（第8条関係）

科目区分		授業科目・単位数・配当年次			
		1年次	2年次	3年次	
法律基本科目（ファンダメンタルズ）					
必修科目	公法系	憲法Ⅰ④			
		行政法Ⅰ② 行政法Ⅱ② 憲法Ⅱ②		公法総合②	
	民事法系	財産法Ⅰ④ 財産法Ⅱ② 財産法Ⅲ② 財産法Ⅳ④ 財産法Ⅴ② 家族関係法② 民事訴訟法Ⅰ④			
		財産法Ⅵ② 企業組織法④ 企業金融法② 民事訴訟法Ⅱ② 民事訴訟法Ⅲ②		民事法総合②	
		民法総合②			
	刑事法系	刑法Ⅰ② 刑法Ⅱ② 刑事訴訟法Ⅰ②			
刑法Ⅲ② 刑事訴訟法Ⅱ② 刑事訴訟法Ⅲ②			刑事法総合②		
選択科目群		判例学習入門② 刑事法基礎② 基本演習Ⅰ②			
		商取引法② 金融決済法② 公法基本特殊講義Ⅰ② 民事法基本特殊講義Ⅰ② 企業法基本特殊講義Ⅰ② 民事手続法基本特殊講義Ⅰ② 刑事法基本特殊講義Ⅰ② 基本演習Ⅱ② 基本演習Ⅲ②			
選択科目群		公法基本特殊講義Ⅱ② 民事法基本特殊講義Ⅱ② 企業法基本特殊講義Ⅱ② 民事手続法基本特殊講義Ⅱ② 刑事法基本特殊講義Ⅱ② 基本演習Ⅳ② 基本演習Ⅴ②			
実務基礎科目（アプレントイスシップ）					
必修科目		民事実務基礎Ⅰ② 刑事実務基礎Ⅰ② 法曹倫理②			
		民事実務基礎Ⅱ② 刑事実務基礎Ⅱ②			
選択科目		法律英語②			
		リーガル・ライティング② 民事模擬裁判② 刑事模擬裁判② ロイヤリング② クリニック② エクスターンシップ②			
基礎法学・隣接科目（パースペクティブズ）					
選択科目		アメリカ法Ⅰ② アメリカ法Ⅱ② Law & Economics② 法と政治② EU法② 法社会学② 法哲学② 法制史②			
		企業会計②			

科目区分	授業科目・単位数・配当年次		
	1年次	2年次	3年次
展開・先端科目（フロンティアズ）			
選択科目	国際法Ⅰ②	国際法Ⅱ②	ジェンダーと法②
	労働法Ⅰ② 労働法Ⅱ② 民事執行・保全法② 倒産処理法Ⅰ② 倒産処理法Ⅱ② 独占禁止法④ 国際経済法④ 工業所有権法Ⅰ② 工業所有権法Ⅱ② 著作権法Ⅰ② 著作権法Ⅱ② 国際私法④ 国際取引法④ 消費者法② 租税法② 刑事学② 金融商品取引法② 企業法務論② 自治体公共政策② 自治体政策実務② 不動産取引法② 環境法② 公法展開特殊講義Ⅰ② 民事法展開特殊講義Ⅰ② 企業法展開特殊講義Ⅰ② 民事手続法展開特殊講義Ⅰ② 刑事法展開特殊講義Ⅰ② 展開演習Ⅱ② 展開演習Ⅲ②		公法展開特殊講義Ⅱ② 民事法展開特殊講義Ⅱ② 企業法展開特殊講義Ⅱ② 民事手続法展開特殊講義Ⅱ② 刑事法展開特殊講義Ⅱ② 展開演習Ⅳ② 展開演習Ⅴ②

別表第2（第22条関係）

科目区分			区分別必要単位数	修了所要単位数
必修科目	法律基本科目 (ファンダメンタルズ)	公法系	1 2	7 0
		民事法系	3 4	
		刑事法系	1 4	
	実務基礎科目 (アプレントイスシップ)	1 0		
選択科目	法律基本科目 (ファンダメンタルズ)		4 以上	4
	実務基礎科目 (アプレントイスシップ)		4 以上	2 4
	基礎法学・隣接科目 (パースペクティブズ)		4 以上	
	展開・先端科目 (フロンティアズ)		—	
合 計				9 8

別表第3（第40条関係）

（1）長期履修学生を除く正規生

項 目	
入 学 検 定 料	35,000円
入 学 金	150,000円
授 業 料（年額）	1,050,000円
施 設 費（年額）	240,000円
設 備 費（年額）	60,000円

（注1）同一期の入学選考において、法学未修者選考及び法学既修者選考を同時に出願する場合は、一方の入学検定料を免除するものとする。

（注2）在学期間が標準修業年限を超えた場合及び法学既修者が3年次生になった場合の授業料等の納付金は、別に定める。

（2）長期履修学生（修業年限4年）

項 目	
入 学 検 定 料	35,000円
入 学 金	150,000円
授 業 料（年額）	787,500円
施 設 費（年額）	180,000円
設 備 費（年額）	45,000円

（注1）同一期の入学選考において、法学未修者選考及び法学既修者選考を同時に出願する場合は、一方の入学検定料を免除するものとする。

（注2）在学期間が修業年限を超えた場合の授業料等の納付金は、別に定める。

（3）長期履修学生（修業年限5年）

項 目	
入 学 検 定 料	35,000円
入 学 金	150,000円
授 業 料（年額）	630,000円
施 設 費（年額）	144,000円
設 備 費（年額）	36,000円

（注1）同一期の入学選考において、法学未修者選考及び法学既修者選考を同時に出願する場合は、一方の入学検定料を免除するものとする。

（注2）在学期間が修業年限を超えた場合の授業料等の納付金は、別に定める。

別表第4（第40条関係）

項 目	
在 籍 料（年額）	150,000円

注 在籍料は、休学期間が半年の場合は、半額とする。

別表第5（第48条関係）

（1）科目等履修生

項 目	
入 学 検 定 料	10,000円
登 録 料	30,000円
履修料（1単位につき）	43,000円

（2）法務研究科研究生

項 目	
研 修 料（年額）	90,000円

注 研修料は、研修期間が半年の場合は、半額とする。